

銚子インターネット 会員規約 新旧対照表

『銚子インターネット 会員規約』

※表内「旧規約表記」を「新規約表記」へ変更（追加/変更箇所は赤字）

| 該当箇所 | 旧規約表記 | 新規約表記 | 内容 |
|----------------------|---|--|---|
| 第1条 会員 | 1. 本規約を承認の上、銚子インターネット株式会社（以下「当社」と呼ぶ）の提供するインターネット接続サービス（以下「本サービス」と呼ぶ）の利用を申し込み、当社が承諾した方を会員とします。 | 1. 本規約を承認の上、銚子インターネット株式会社（以下、「当社」という）の提供するインターネット関連サービス（申込書において具体的な提供サービスを特定するものとし、以下「本サービス」と呼ぶ）の利用を申し込み、当社が承諾した方を会員とします。尚、当社は、本サービスの利用を申し込んだ時点で、当該申込者が本規約に承認しているものとみなします。 | 本規約は、当社が提供するインターネット関連サービスのすべてに共通して適用されることを追加いたしました。 |
| | 3. 当社と利用契約を締結できる方は、一つの利用契約につき一人に限ります。法人でのご契約は別途ご相談ください。 | 4. 当社とサービス利用契約を締結できる方は、一つのサービス利用契約につき一人に限ります。法人、自治体又は団体でのご契約は別途ご相談ください。尚、法人、自治体又は団体での本サービス利用の場合、当該法人又は団体の従業員等による本サービス利用は会員自身による利用であるものとみなし、当該従業員等による利用に対しても本規約は適用されるものとします。 | 法人又は団体の従業員等による本サービス利用について追加いたしました。 |
| 第2条 IDおよびパスワードの管理 | 2. IDおよびパスワードの譲渡、名義変更はできません。 | 2. 原則としてIDおよびパスワードの譲渡、名義変更はできません。但し、会員の地位の承継（相続や合併等）、改称（名称変更等）又は譲渡に伴う会員の地位の承継、名義変更又は譲渡に限り、IDおよびパスワードを承継、名義変更又は譲渡することができるものとします。当社は、これらの会員の地位の承継、改称又は譲渡に伴い生じる会員とその他第三者との諸問題について、何ら責任を負うものではありません。 | IDおよびパスワードの譲渡、名義変更について追加いたしました。 |
| | 4. IDおよびパスワードを忘れた場合や盗まれ | 4. 会員は、IDおよびパスワードを自己の責任で適切に管理するもの | IDおよびパスワード |

| 該当箇所 | 旧規約表記 | 新規約表記 | 内容 |
|-------------------|--|--|--|
| | た場合は、すみやかに当社に届け出てください。 | とし、ID およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、すみやかに当社に届け出てください。 | ードの管理について追加いたしました。 |
| 第4条 情報の利用 | 1. 本サービスから得た情報の取り扱いは、個人として私的利用に限ります。それ以上の利用の場合は、著作権者の事前の承認が必要です。 | 1. 本サービスから得た情報の扱いは、著作権法に定める私的利用の範囲に限ります。当該範囲を超える利用の場合は、当社又は著作権者の事前の承認が必要です。 | 著作権法に定める私的利用の範囲に限ることを追加いたしました。 |
| 第6条 初期費用、利用料など | 第6条 入会金、利用料など 1. 会員は当社が別途定める入会金、サービス利用料などを、当社が別途定める方法によって支払うものとします。 2. 入会金、サービス利用料などの料金は事前通知をもって変更することがあります。 | 第6条 初期費用、利用料 1. 本サービスに関して会員が当社に支払うべき金額は、本サービスの利用料金並びに当該利用料金支払いに対して課される消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」と呼ぶ）の合計額（以下「本サービス料金」と呼ぶ）とします。法改正により、消費税等に関する税率の変更があった場合の当該利用料金支払いに対して課される消費税等相当額の算定は、変更後の税率によるものとします。本サービス料金は、日本円で表示され、日本円で決済されます。 2. 本サービス料金は、申込書において異なる定めのあるものを除き、以下のとおり構成されるものとします。 （1）定期払い 継続して提供される本サービスにつき、月ごと又は年ごとに一定の利用料金が発生する支払形態をいい、以下の内訳で構成されます。 初期費用：本サービス実施の準備（設定等）の対価。 定額利用料（毎月払い）：月額利用料金を毎月支払う。 定額利用料（年間一括払い）：年額利用料金を年に1回支払う。 （2）一回払い（スポット利用料） 一回で提供が完了する本サービスの利用料金を一回で支払う形態を | 「入会金」を「初期費用」に変更いたしました。 初期費用、利用料などについて詳細に記載いたしました。 |

| 該当箇所 | 旧規約表記 | 新規約表記 | 内容 |
|------------------------------|---------|--|----|
| | | <p>いいます。</p> <p>3. 会員が当社に対し実際に支払うべき本サービス料金の種類および金額は、別紙入会案内に基づき申込書に定めるとおりとします。但し、物価又は本サービス設備に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービス料金の金額を不相当と認めるに至ったときは、その旨を会員に通知することにより、契約期間内でも、本サービス料金の金額を変更することができるものとします。</p> <p>4. 第1項による税率の変更があった場合、当社は、年間一括払いにより既に本サービス料金の支払いがあった会員に関しては、消費税法に則って差額請求（当該税率の変更が適用される日から、当該既払い料金の残余期間における消費税等相当額の差額）又はその他の措置を講じることができるものとします。</p> <p>5. 本サービス料金のうち月額料金については、課金開始日が月の途中である場合又はサービス利用契約終了日が月の途中である場合であっても、当月分を日割計算することはなく満額請求となります。</p> <p>6. 当社は、サービス利用契約が途中で終了した場合であっても、当該終了時点までに発生した会員が当社に対し支払うべき本サービス料金を減額又は免除等することはありません。また、年間一括払いで受領済みの分を含め、いかなる場合も、当社が会員から受領済みの本サービス料金を返金することはありません。</p> <p>7. 本サービス料金は、申込書に別途異なる定めがある場合を除いて、月額料金の場合は本サービス利用開始後の後払い制とし、年額料金の場合は本サービス利用開始前の前払い制とします。</p> | |
| <p>第7条 支払方法など</p> | 旧規約表記なし | <p>1. 会員は、当社に対し、本サービス料金を、その支払期限までに、次のいずれかのうち会員が申込書を通じて選択した方法により、支払うこととします。</p> <p>(1) 振込み</p> | 新設 |

| 該当箇所 | 旧規約表記 | 新規約表記 | 内容 |
|------|-------|---|----|
| | | <p>銀行又は郵便局等からの現金振込み（振込手数料は会員の負担とします）。</p> <p>(2) 自動引落し</p> <p>銀行等の預貯金口座からの自動引落し。</p> <p>2. 自動引落しによる支払いの場合、前月 11 日から当月 10 日までで当該本サービス料金を算出し、その翌月末日（金融機関等が休業日の場合は、その翌営業日）に引落し処理をおこない、その際に引落し処理が実施されなかった場合は、会員は、別途当社が指定する期日までに、振込みによって支払うものとします。</p> <p>3. 申込書等において特別に定めない限り、本サービス料金の支払形態が毎月払いの場合、会員は、毎月、前月 11 日から当月 10 日までで算出する料金を、その翌月末日（金融機関等が休業日の場合は、その翌営業日）までに支払うものとします。</p> <p>4. 申込書等において特別に定めない限り、本サービス料金の支払形態が年間一括払いの場合、会員は、別途当社が指定する課金開始日から 1 年間分の本サービス料金を、サービス利用契約締結日から 2 週間以内に支払うものとします。但し、契約期間が延長される場合、2 年目以降の支払いについては、契約更新日より前の当社指定期日までに当該料金を支払うものとし、以後も同様とします。</p> <p>5. 申込書等において特別に定めない限り、本サービスのオプションサービスの料金については、その基本サービスと同じ支払期限および支払方法により支払うものとします。但し、当該オプションサービスの料金の支払形態が一回払いのものについては、別途当社が指定する期日までに、別途当社が指定する支払方法で支払うものとします。</p> <p>6. 会員は、本サービス料金の支払を遅延した場合、年率 14.5%の割合による遅延損害金を当社に対し支払うものとします。</p> | |

| 該当箇所 | 旧規約表記 | 新規約表記 | 内容 |
|----------------|--|--|--|
| | | 7. 当社は、会員による本サービス料金の支払いが支払期日までにおこなわれなかった場合（引落しができなかった場合を含む）、当該料金の支払いが全ておこなわれるまで、本サービスの提供を停止する等の措置を講じることができるものとします。 | |
| 第8条 会員の禁止行為 | 第7条 会員の禁止行為 1. 会員には本サービス利用にあたり以下の行為をしないことを確約していただきます。 (1)他会員または第三者もしくは当社の著作権の侵害 (2)他会員または第三者もしくは当社への誹謗、中傷 (3)他会員または第三者もしくは当社に不利益を与える為 (4)公序良俗に反する行為 (5)法令に違反するもの、違反の恐れのある行為 (6)本サービスの運営を妨げる行為 | 第8条 会員の禁止行為 1. 会員には本サービス利用にあたり以下の行為をしないことを確約していただきます。 (1) 他会員または第三者もしくは当社の著作権 その他商標権等の知的財産権並びにプライバシー又は肖像権等の侵害 (2) 他会員または第三者もしくは当社への誹謗、中傷 (3) 他会員または第三者もしくは当社に不利益を与える行為 (4) 公序良俗に反する行為 (5) 法令に違反するもの、違反のおそれのある行為 (6) 本サービスの運営を妨げる行為 (7) 本サービスに関して公開されていない技術上又は営業上の情報を公開、開示又は漏えい等する行為 (8) 本サービスの利用権限を第三者に譲渡し、若しくはリース、レンタル、ローン又は販売等する行為 (9) 会員の地位又は権利義務を第三者に譲渡又は引き受けさせる行為 | 条番号の変更 禁止行為として、商標権等の知的財産権並びにプライバシー又は肖像権等の侵害、公開されていない技術上又は営業上の情報を公開、開示又は漏えい等する行為、利用における権限について追加いたしました。 |
| 第9条 営業活動の禁止 | 第8条 営業活動の禁止 | 第9条 営業活動の禁止 | 条番号の変更のみ |
| 第10条 送信および登 | 第9条 書き込み内容の削除 | 第10条 送信および登録等されたデータの削除 | 「書き込み内容」を「送信および登 |

| 該当箇所 | 旧規約表記 | 新規約表記 | 内容 |
|-------------|---|--|--|
| 録等されたデータの削除 | <p>1. 当社は、会員による本サービスの利用にあたって以下に該当する場合、表示した情報を削除できるものとします。</p> <p>(1)表示した情報が第7条8条の禁止行為に該当すると当社が判断した場合</p> <p>(2)書き込み後一定期間を経過した場合</p> <p>(3)その他、当社が不適当であると判断した場合</p> <p>2. 書き込み内容を削除した場合、当社はその理由を開示する義務を負わないものとします。</p> | <p>1. 当社は、会員による本サービスの利用にあたって以下に該当する場合、会員が本サービスを通じて送信又は登録等した情報を削除し、もしくは当該会員のアカウントの利用制限又は利用停止その他の当社が適切と判断する措置を講じることができるものとします。</p> <p>(1) 送信又は登録等した情報が第8条又は第9条の禁止行為に該当すると当社が判断した場合</p> <p>(2) 送信又は登録等の後、一定期間を経過した場合</p> <p>(3) 送信又は登録等した情報が不適切な広告、宣伝、勧誘、依頼又は斡旋等とみなされる場合</p> <p>(4) その他、当社が不適当であると判断した場合</p> <p>2. 当社が前項に基づき送信又は登録等されたデータを削除し、もしくはアカウントの利用停止措置等を講じた場合、当社はその理由を開示する義務を負わないものとします。</p> | <p>録等されたデータ」に変更いたしました。</p> <p>示した内容に該当する場合、当社が送信又は登録等されたデータを削除し、もしくはアカウントの利用停止措置等をおこなうことができることを追加いたしました。</p> |
| | 第11条 会員資格の喪失 | 第10条 会員資格の喪失 | 第11条 会員資格の喪失 |
| | <p>1.当社は、以下の場合、会員の資格を失わせることができるものとします。</p> <p>(1)第7条、第8条の禁止行為に該当すると当社が判断した行為があった場合</p> <p>(2)申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合</p> <p>(3)料金の支払いを遅延した場合</p> <p>(4)本サービスに対する妨害行為があった場合</p> | <p>1.当社は、以下の場合、会員の資格を失わせることができるものとします。</p> <p>(1) 第8条、第9条の禁止行為に該当すると当社が判断した行為があった場合</p> <p>(2) 申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合</p> <p>(3) 料金の支払いを遅延した場合</p> <p>(4) その他この規約に違反したとき</p> | <p>条番号の変更</p> <p>※旧規約「(4)本サービスに対する妨害行為があった場合」は、第8条会員の禁止行為に含める。</p> |

| 該当箇所 | 旧規約表記 | 新規約表記 | 内容 |
|---------------|---|---|--|
| | (5)その他この規約に違反したとき | | |
| 第12条 変更の通知 | 第11条 変更の通知 | 第12条 変更の通知 | 条番号の変更のみ |
| 第13条 退会 | 第12条 退会 | 第13条 退会 | 条番号の変更 |
| | <p>1. 当社との契約期間は原則として一年間とします。しかし、やむえない事情で退会する場合、退会する月の前月の末までに理由を明記し書面で当社に届けてください。</p> <p>2. 退会の場合、既にお支払い済みの料金などの払い戻しには応じられません。</p> | <p>1. 本サービスに関する当社との契約期間は原則として一年間とし、契約期間終了日の30日前までに契約終了の意思表示がなければ、契約は自動的に一年間延長更新されるものとし、以降も同様の措置をとります。しかし、やむを得ない事情で退会する場合、退会する月の前月の末までに理由を明記し書面で当社に届けてください。</p> <p>2. 会員が事業として本サービスを利用する場合は（会員が個人事業主として事業用に本サービスを使用する場合も含む）、クーリングオフは適用されません。会員が一般消費者として事業とは無関係の目的に本サービスを利用する場合はクーリングオフの適用はございますが、その場合、サービス利用契約成立日から8日以内に当社宛に解約書面を発送することで（発送をおこなった日が8日以内であること）、成立したサービス利用契約を解約してクーリングオフをすることができます。</p> <p>3. 前項の他、電気事業法に基づく初期契約解除制度によってサービス利用契約を解除することが出来る場合は、会員は、サービス利用契約成立日から8日以内に当社宛に解約書面を発送することで（発送をおこなった日が8日以内であること）、成立したサービス利用契約を解除することができます。但し、それまでに発生した費用のうち、電気事業法に基づき会員が負担すべきとされる費用（解除までに利用したサービス利用料、解除までにおこなわれた工事の費用その他当社の事務手数料等）については、当社に対し支払う義務が残るものとし、この場合、当社指定の方法および期日までにお支払い</p> | <p>契約更新、クーリングオフ、電気事業法に基づく初期契約解除制度について追加いたしました。</p> |

| 該当箇所 | 旧規約表記 | 新規約表記 | 内容 |
|---------------------|---|--|------------------------------------|
| | | いただきます。 | |
| 第14条 運営の停止 | 第13条 運営の停止 | 第14条 運営の停止 | 条番号の変更 |
| | 2. 本サービスの運営停止は事前に本サービス上で連絡しますが、緊急時はこの限りではありません。 | 2. 本サービスの運営停止は事前に当社ウェブサイト上で連絡しますが、緊急時はこの限りではありません。 | 「本サービス上」から「当社ウェブサイト上」に変更いたしました。 |
| 第15条 本サービスの廃止 | 第14条 本サービスの廃止 | 第15条 本サービスの廃止 | 条番号の変更のみ |
| 第16条 当社の免責事項 | 第15条 当社の免責事項 | 第16条 当社の免責事項 | 条番号の変更 |
| | 2. 当社の本サービスによって得うる情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。 3. 本サービスの使用により会員に発生したいかなる損害についても、当社は責任を負いません。 | 2. 当社の本サービスによって会員が取得又は利用可能な情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。 3. 本サービスの使用又は不使用により会員に発生したいかなる損害についても、当社は責任を負いません。 | 「得うる情報」を「会員が取得又は利用可能な情報」に変更いたしました。 |
| 第17条 本規約の範囲および変更 | 第16条 本規約の範囲および変更 | 第17条 本規約の範囲および変更 | 条番号の変更 |
| | 1. 当社が本サービス上で随時会員に対して発表する諸規程は本規約の一部を構成するものとします。 2. 当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更する場合があります。 | 1. 当社が本サービス上で随時会員に対して発表する諸規程（個別規約や利用上の諸注意等を含む）は本規約の一部を構成するものとします。 2. 当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更する場合があります。当社は本規約を変更する場合、当社ウェブサイト上に変更後の規約を掲載し、その旨の案内等を掲載します。変更後の規約が当社 | 規約の改定に伴った効力の時期について追加いたしました。 |

| 該当箇所 | 旧規約表記 | 新規約表記 | 内容 |
|----------------|---|--|--------------------------------------|
| | | ウェブサイト上に掲載され、変更後の規約適用日が到来した時点で、変更後の規約が有効となります。 | |
| 第18条 本規約の発効 | 第17条 本規約の発効 | 第18条 本規約の発効 | 条番号の変更のみ |
| 第19条 法令の遵守 | 第18条 法令の遵守 | 第19条 法令の遵守 | 条番号の変更のみ |
| 第20条 管轄裁判所 | 第19条 管轄裁判所 | 第20条 管轄裁判所 | 条番号の変更 |
| | 1. 会員と当社の間で本規約に関して紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所八日市場支部または八日市場簡易裁判所を第一審の専管轄裁判所とします。 | 1. 会員と当社の間で本規約又は本サービスに関して紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所八日市場支部または八日市場簡易裁判所を第一審の専管轄裁判所とします。 | 紛争が生じた場合の状況として、「本サービスに関して」を追加いたしました。 |